

信夫山福島電力株式会社及び東京ガス株式会社「（仮称）福島県檜葉町・富岡町沖浮体式洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の通知について

令和5年7月31日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法施行規則第61条の5第1項ただし書の規定に基づき、令和5年2月3日付けで届出のあった「（仮称）福島県檜葉町・富岡町沖浮体式洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」について、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める勧告の期間を延長するとともに、同規則同条第2項の規定に基づき、信夫山福島電力株式会社及び東京ガス株式会社に対し、延長する期間及び期間を延長する理由を通知した。

1. 延長する期間

令和5年8月1日から令和5年10月10日まで

2. 期間を延長する理由

事業者の責任により環境影響評価法第10条の都道府県知事意見が法で定める期限内に提出できないことが判明したものの、福島県としては知事意見が発出される見込みとなっているところであるが、電気事業法施行規則第61条の5第1項で定める勧告の期限内に同意見の提出が困難であるため、知事意見を踏まえた勧告を行うことが重要であることから延長する。

（参考）環境影響評価方法書に係る手続

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 環境影響評価方法書受理         | 令和5年 2月 3日 |
| 住民意見の概要等受理          | 令和5年 4月12日 |
| 都道府県知事の意見期限         | 令和5年 7月12日 |
| 経済産業大臣勧告期限<br>(延長後) | 令和5年10月10日 |

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、伊藤  
電話：03-3501-1742（直通）